

新設小学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和9年4月に開校を予定している新設小学校について、円滑な開校及び運営に関し必要な事項を検討するため、新設小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を八潮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 新設小学校の校歌、校章及び校旗に関すること。
- (2) 新設小学校の体育着、安全帽子及び名札等に関すること。
- (3) 新設小学校のシンボルツリーに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新設小学校に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 準備委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 新設小学校の学区編入に関係する小学校長
- (2) 新設小学校の小中一貫教育に関係する中学校長
- (3) 市内小中学校長会の代表者
- (4) 教育委員会職員
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、新設小学校開校日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市内小中学校長会の代表者とする。また副委員長は、大瀬小学校長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 準備委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 準備委員会は、必要のあるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会教育部新設小学校準備室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。